

## 大田区基本構想審議会の運営についての基本的考え方

### 1 大田区基本構想の基本的な考え方

新たに策定する基本構想は、25 年前の現基本構想を踏襲するものとして策定するのではなく、現在の社会的・経済的状况を踏まえるとともに今後予想される社会的動向を見据えた上で策定するものとする。

なお、区の最上位計画としての位置づけを踏まえ、概ね 20 年先の大田区の将来像を提示するものとする。

### 2 大田区基本計画の基本的な考え方

新たに策定する基本計画は、基本構想を実現するために策定するものであり、区政を進める上での基本的な方向性を示す計画とする。

なお、基本構想の中間点にあたる 10 年を計画期間とする。

### 3 基本構想審議会の位置づけ

大田区基本構想審議会条例（平成 19 年 6 月条例第 44 号）に基づき、区長の附属機関として、大田区の新たな基本構想・基本計画を策定するための調査・審議を目的とした大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。平成 20 年 3 月に区長に答申を行う。

### 4 基本構想審議会専門部会の位置づけ

大田区基本構想審議会条例施行規則（平成 19 年 8 月規則第 112 号）に基づき、分野ごとに調査・審議内容を深めるため、審議会のもとに専門部会を設置する。なお、専門部会の担任分野は以下のとおりとする。

#### 第 1 専門部会

都市基盤、産業分野（羽田空港関連含む）

#### 第 2 専門部会

保健・福祉、子育て、教育分野

#### 第 3 専門部会

地域力、国際化、環境、区政体制分野

## 5 大田区基本構想審議会顧問の位置づけ

審議会における調査・審議に関し、必要な助言及び協力を求めるため、審議会に顧問を設置する。顧問には大田区議会議長及び副議長が就任し、原則として審議会（全体会）に出席する。

## 6 審議会全体会・専門部会に関連した動き

### 区民アンケート調査

基本構想・基本計画を策定する際の基礎的な情報として活用するため、区民の区政に対する意識調査を実施する。

### 区内施設見学会

審議の参考とするため、審議会委員を対象に区立施設等の見学会を実施する。見学ルートについては、別紙を参照のこと。

### 区民との意見交換会

審議状況を広く区民に広報するとともに、意見交換を通じて、審議の方向性・考え方の共有化を図る。なお、意見交換会は、審議会が主催する。

## 7 区役所の体制

審議会が円滑に運営されることを目的に、庁内の協力体制として区長を委員長とする「庁内検討委員会」を設置する。

さらに、庁内検討委員会のもとに審議会の専門部会に対応した「作業部会」を設置し、審議に必要な資料や情報提供を行う。

## 8 その他

基本構想・基本計画策定の全体的な流れのイメージ及び審議会・専門部会の開催スケジュールは、別紙参照のこと。